

第 28 回サーブス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 24 年 11 月 15 日 (木) 13:30 ~ 16:30
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - (部 会 長) 廣松毅
 - (委 員) 北村行伸、西郷浩、中村洋一
 - (専 門 委 員) 中野豊、牧野治世子
 - (審議協力者) 内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都
 - (調査実施者) 国土交通省土地・建設産業局：平岩土地市場課長ほか
 - (事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：清水参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：坂井国際統計企画官ほか
- 4 議 題 法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について
- 5 概 要

審議の 2 回目として、「2 調査事項の変更」に関する審議事項のうち「(3) 報告者の誤記入防止等のための変更」、「(4) 地域別の土地取引動向の把握のための変更」、「3 標本設計の一部変更」、「4 調査方法の一部変更」、「5 報告を求める期間の変更」、「6 集計表（統計表）の拡充」及び「7 行政情報の活用」について、審査メモに沿って審議を行った。

この結果、一部事項について次回部会において確認の意味で追加的に資料の提出を求められたが、「(4) 地域別の土地取引動向の把握のための変更」を除き、部会として概ね妥当であると判断された。

前回部会で積み残しとなった「駅ナカ」の把握、及び「土地及び建物の選択肢の分割や新設」については、廣松座長と事務局で作成した方向性案について了解は得られたが、答申上今後の課題とするかについては、答申案の全体に係る審議で改めて検討されることとされた。

「7 行政情報の活用」及び本答申事項ではないが、密接に関連する中間年のフロー調査の扱いに関する考え方については、次回部会において再度審議した上で、答申時に「部会長メモ」として提示することについて了解された。

委員及び専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 調査事項の変更

ア 報告者の誤記入防止等のための変更

- ・平成 20 年の調査における証券化に関する調査事項については、未記入や誤記入の割合が高い、報告者からの問い合わせが多かったとのことであるが、実際のデータを定量的に示してほしい。

イ 地域別の土地取引動向の把握のための変更

(平成 25 年度調査に係る事項)

- ・パネルデータ分析のみを理由として、今回のストックと統合し基幹統計化することは無理があるのではないか。
- ・調査実施者から、ストックとフローを別々に調査していてこのような問題があったが、一緒に調査することでこのようによくなる、という説明が必要ではないか。調査を実施してみなければわからないということでは、それを部会として認めることは無責任である。
- ・現在の統計法下では、「〇〇統計」はかくあるべきという議論がまずあって、その上で調査について考えていくのではないか。調査実施者に調査について検討を求めるだけでなく、そのような議論があるべきではないか。
- ・これまでストックとフローの調整で名簿が異なっていたが、同一名簿を使って平成 25 年度調査を実施するという点については、大変な進歩と思う。しかしながら、これまでパネルデータの分析が十分でなかった点は反省してもらい、新しい統計体系のもとでどのようにやっていくか検討してもらうことが必要である。
- ・次回の部会では、パネルデータ分析に関してだけでなく、フローとストックを統合することにより、政策上、どのように活用されるのかについて、統計法第 2 条第 4 項の法定要件に沿って説明してもらいたい。

(平成 26 年度以降の調査に係る事項)

- ・平成 10 年から平成 15 年の間で実施した資本金 1 億円以上の会社法人を対象とした法人土地調査（ストック）と企業土地調査（フロー）において、両調査に回答を得た法人について、両調査の面積の総和をそれぞれ比較した結果、約 10 倍以上のかい離があったとの説明であるが、これは名簿の違いだけの問題ではないのではないか。パネルデータの精度を上げるためには、このかい離の原因が何にあるのか十分分析する必要がある。
- ・今後、パネルデータの品質改善がどこまで出来るのかが重要だと思う。
- ・パネルデータを継続的に作成するために必要との説明であるが、そもそもパネルデータについて、どういう方法で、どのような構造のものを取り、どのように使っていく予定なのかが分からない。
- ・パネルデータのマッチングキーとして法人名しか利用していないのはあまりに初歩的であり、キーの選定上に問題がある。パネルデータの設計について、平成 25 年の調査結果を踏まえ、専門家の知見を借りるべきではないか。
- ・不動産市場の整備の観点で言うと、不動産を取り巻く動きは早くなっている。10 年前からの不動産証券化で金融との結びつきが強まっており、海外からの資金流入もあり、乱高下は大きい。専門家としてはフローの状況を毎年知りたいところ。ただし、資料上フローとストックで 2 ~ 3 割の階差があり、きちっとストックとフローを関連づけた調査は必要であろう。

(2) 標本設計の一部変更

- ・NPO 法人等の抽出率を 1.0 から 0.5 に変更することについては、具体的にどのような抽出を行ったのか具体的に示してほしい。
- ・精度計算に関する数量的な情報を次回部会で示してもらいたい。

(3) 調査方法の一部変更

- ・国においてコールセンターを置いて対応する等、十分な対応策を取ることなので、変更については妥当としてよいのではないかと。

(4) 報告を求める期間の変更

- ・今回の説明で特段の問題はないと思われるが、調査実施期間の変更によって、他調査との重複が出てくる可能性は残る。次回の部会においてその点がわかる線表を資料として提出してもらい、部会として確認することとしたい。

(5) 集計表(統計表)の拡充

- ・ユーザーの立場でみると、帳簿価格だけではなく、取引価格も把握できるとすれば、なおよいと思う。
- ・耐震化に関する集計がされていることはよいことだと思う。
- ・今回の調査事項の変更により、土地と建物を一体的に把握できるようになり、また、ストックとフローについても総合的に把握できるようになるとのことだが、これらに対応して集計表が具体的にどのように変更されるのか、次回部会において代表的な例を示してほしい。
- ・その他集計項目についても各委員で見てもらい、意見等あれば事務局まで出してもらうこととするが、今回の集計表の拡充については概ね妥当と判断してよいと思う。

(6) 行政情報の活用

- ・本件に関しては、資料における調査実施者の検討内容をみる限り、やむを得ないと判断してよいのではないかと。
- ・一般的に、行政情報の活用については、統計調査の効率化を目的とするだけでは、行政情報に関する個別法の障壁をクリアできないし、また、行政情報を活用するためには、情報を所管している行政部局の負担軽減が可能か等いろいろ問題もある。今後、行政情報の活用を図るための具体的な考え方を座長メモとして取りまとめ、委員会に報告することとしたい。

(7) その他

- ・前回部会において積み残された「駅ナカ」及び「土地及び建物の選択肢の分割や新設」の方向性については、今回、事務局と相談の上、作成した案で了承されたものとさせていただいて、答申文で今後の課題とするかは、諮問全体の審議が終了した時点であらためて相談させていただくこととしたい。

6 次回予定

次回は平成 24 年 11 月 30 日(金) 13 時 30 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。